

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆公定価格について、これまでの意見が集約され、議論のたたき台として提示される ～第33回子ども・子育て会議…………… 1
- ◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続が審議される  
～第20回社会保障審議会福祉部会…………… 3
- ◆職場定着支援助成金のご案内  
～厚生労働省職業安定局…………… 3
- ◆11月から3月は冬の省エネキャンペーン  
～省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議…………… 4
- ◆「第13回権利擁護・虐待防止セミナー」開催  
～全国社会福祉協議会・政策企画部…………… 5
- ◆**公定価格について、これまでの意見が集約され、議論のたたき台として提示される  
～第33回子ども・子育て会議**

平成29年12月15日、第33回子ども・子育て会議が開催されました。

議事は「公定価格について」であり、内閣府から、資料1「公定価格に関する議論の整理（案）」についての説明がありました。

資料1の3ページには、前回の同基準検討部会において本会からも意見を表明した「29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定」が明示されています。併せて、給与改善は平成29年度4月分にさかのぼり、公定価格に反映する方針であることが口頭で説明されました。

また、12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」について、資料説明がありました（新しい経済政策パッケージについては、全保協ニュースNo.17-33をご参照ください）。

本会の意見として、次の3点について発言しています。

### 全国保育協議会 発言要旨（第33回子ども・子育て会議）

全保協事務局整理

- (1) 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保について、子どもの育ちの保障のために「質の確保」は重要であり、確実に確保していただきたいこと。
- (2) 平成29年度経営実態調査の結果を「法人規模別」に見ることには、慎重な議論が求められること。
  - ・第一に、社会からの要請により待機児童の受け入れを行い、地域の実情やニーズに対応すべく経営を進めてきた結果として複数施設を経営することとなったこと。
  - ・第二に、すでに保育所を経営している法人が公立保育所の事業継承を進め、地域に根ざした各公立園の特性を引き継ぎながら、地域の保育を守るために経営努力を行ってきた結果であること。
  - ・第三に、複数の施設があるスケールメリットから、さまざまな子育て支援や公益的な取り組みを実施しており、その点について収支上の数値のみからは判断できないこと。さらに、複数施設を経営する法人は、以前と比較して増加しており、複数施設をもつ法人だから収支差率がよいとの単純な判断はできないこと。
- (3) 処遇改善等加算Ⅱについて、人数A・Bの2分の1の人数に対し、確実に4万円、5千円を支給する現行の運用は確保した上で、その他の配分については、法人内で他の施設・事業所にも配分できるようにしていただきたいこと。
  - ・同一法人内において、保育所と他の施設（児童養護施設や重症心身障害児施設等）で、「同じ経験や能力を有する保育士」としての立場でありながら、賃金に大幅な差が生まれ、法人経営や人材確保の点から憂慮すべき事態となっていること。

議事の終わりには無藤隆会長から、資料1と本日出された意見を踏まえ、次回以降に公定価格の議論を進めること、来年度の公定価格の見直しについては、予算編成などの交渉において、慎重に取り組んでいただきたいこと、が政府に対して示されました。

本会では引き続き、公定価格の見直しの議論、経営実態調査の結果の取り扱いについて、慎重な議論を進めていただくよう、意見表明を行ってまいります。

資料の詳細は、別添の資料No.1をご参照ください。

# ◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の継続が審議される ～第20回社会保障審議会福祉部会

平成29年12月18日、第20回社会保障審議会福祉部会が開催されました。

議事の1つめには「退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について」が議論されました。

今後の公費助成のあり方については、『平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。』『こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。』とされています。

その他の議事として、「社会福祉法人制度改革の実施状況について」報告されました。社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の要件緩和について、通知の見直しを含めた検討を実施すること、また、社会福祉法人に対する指導監査について、業界団体や行政と意見交換をしながら、見直しを検討することが示されました。

資料の詳細は、別添の資料No.2をご参照ください。

## ◆職場定着支援助成金のご案内 ～厚生労働省職業安定局

厚生労働省では職場定着支援助成金のうち、「保育事業主への助成」を実施しています。本助成金は、雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）と、保育労働者雇用管理制度助成コースがあり、都道府県労働局へ申請します。

詳細は、下記並びに別添の資料No.3をご参照ください。

※厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/teityaku\\_kobetsu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html)

### 職場定着支援助成金のご案内

～雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）、保育労働者雇用管理制度助成コース～

厚生労働省職業安定局

#### I. 雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）

保育事業主が新たに短時間正社員制度を導入・実施し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

### 【助成金の概要】

#### A. 制度導入助成：10万円（※短時間正社員制度のみ導入）

保育事業主が、新たに短時間正社員制度を導入、実施した場合に制度導入助成10万円を支給します。

※当該制度とは別に①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度の雇用管理制度を併せて新たに導入した場合は、1制度につき10万円を支給します（合わせて最大50万円）。

#### B. 目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

Aに加え、離職率に関する目標を達成した場合に、目標達成助成57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

### II. 保育労働者雇用管理制度助成コース

保育分野における人材不足を解消するため、保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備・実施を通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

### 【助成金の概要】

#### A. 制度整備助成：50万円

保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に制度整備助成（50万円）を支給します。

#### B. 目標達成助成（第1回）：57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を支給します。

#### C. 目標達成助成（第2回）：85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。

## ◆11月から3月は冬の省エネキャンペーン ～省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議

今般、冬季（11月から3月まで）の省エネルギーの取り組みを促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議（※）において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

（※）省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。

会員の皆さまにおかれても、省エネの推進のご協力を賜りますよう、何卒よろしく願い申しあげます。

詳細は、経済産業省ホームページをご参照ください。

※経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171030004/20171030004.html>

## ◆「第13回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 ～全国社会福祉協議会・政策企画部

全国社会福祉協議会・政策企画部では、標記セミナーを開催します。

本セミナーでは、今日の社会保障・福祉制度改革の動向を踏まえ、子ども・社会的養護・生活困窮者支援など福祉に携わる幅広い関係者・機関組織が地域のなかでいかに連携・協働をはかり、地域の実情に応じた包括的な権利擁護と支援活動を促進していくべきかを考察します。

### 「第13回権利擁護・虐待防止セミナー」

テーマ：地域共生社会の実現と権利擁護の推進

～社会福祉制度改革の動向と地域における福祉・生活課題への取組～

全国社会福祉協議会・政策企画部

主催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

日時：平成30年2月13日(火)10時10分～17時

会場：全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階)

対象：社会福祉法人・施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、都道府県、市区町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者権利擁護センター、児童家庭支援センター、非営利組織・専門職組織等

参加費：10,000円 ※権利擁護や虐待防止の動向や課題を掲載した『権利擁護・虐待防止2018』を当日配布します。

定員：200名

締切：平成30年1月30日(火)(定員になり次第締め切り)

内容：

講演Ⅰ「地域における高齢者の福祉と権利擁護～支える地域を創る～」

川崎幸クリニック院長／認知症の人と家族の会 副代表 杉山 孝博 氏

講演Ⅱ「これからの障害者福祉と共生社会の実現」

毎日新聞論説委員 野澤 和弘 氏

シンポジウム「包括的な権利擁護と生活支援の取組に資する連携・協働に向けて」

問合せ：全国社会福祉協議会政策企画部 広報室(佐藤、浄閑)

TEL03-3581-7889 FAX03-3580-5721

※セミナー詳細や申込書等については、下記URLをご参照ください。

[http://www.shakyo.or.jp/news/20171130\\_seminar.pdf](http://www.shakyo.or.jp/news/20171130_seminar.pdf)